

**Subject:** 【日歯保険医療課】 社会保険歯科診療報酬点数早見表（令和6年6月）の送付について

**From:** 日歯保険医療課 <iryou@jda.or.jp>

**Date:** 2024/05/01 17:12

**To:** 日歯保険医療課 <iryou@jda.or.jp>

都道府県歯科医師会 御中

お世話になっております。

令和6年6月からの診療報酬改定を受けて、社会保険歯科診療報酬点数早見表を更新しましたので、当該データをお送りいたします。また、厚生労働省より本年4月30日付で関連通知が発出されておりますので、あわせてお送りいたします。

今般は診療報酬改定に伴う早見表となることから、本年5月24日（金）を目途に都道府県歯科医師会事務局あてに紙媒体（モノクロ版）による早見表を送付いたします。

後日、本会ホームページ・メンバーズルームの「医療保険・診療報酬コンテンツ内」に、モノクロ版及び赤黒版の2点のデータを掲載いたします。また、日歯広報紙面にも掲載を予定しておりますので、あわせてご活用いただければ幸いです。

本連絡は、社保ネット担当の先生方にも社保ネット（メール）を通じてお送りしております。

〈添付ファイル〉

- ・ 点数早見表（令和6年6月）モノクロ版データ
- ・ 点数早見表（令和6年6月）赤黒版データ
- ・ 「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

☆☆-----

公益社団法人 日本歯科医師会

事業部 保険医療課

〒102-0073東京都千代田区九段北4-1-20

TEL:03-3262-9215

FAX:03-3262-8970

mailto:[iryou@jda.or.jp](mailto:iryou@jda.or.jp)

-----☆☆

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和6年6月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

基本診療料	初診料……267 未届出……240		再診料……58 未届出……44		医療DX	《初診時》		《再診時》	
	通信機器利用時	233		51		医療情報取得加算1(マイナなし、情報取得の同意なし、月1回)……+3 医療情報取得加算2(マイナあり、情報取得の同意あり、月1回)……+1 医療DX推進体制整備加算(月1回) ……………+6	医療情報取得加算3(マイナなし、情報取得の同意なし、3月に1回)……+2 医療情報取得加算4(マイナあり、情報取得の同意あり、3月に1回)……+1		
明細			+1			《※印は算定に文書による情報提供が必要な場合》			
外安全1	+12		+2		歯科疾患管理料 ……………100 初診月 ……………80 フッ化物洗口指導加算(4歳以上16歳未満) ……………+40 文書提供加算* ……………+10 総合医療管理加算 ……………+50 長期管理加算(初診月から6月を超えた管理及び指導) 根管強保険医療機関 ……………+120 左記以外 ……………+100	回復期等口腔機能管理計画策定料* (リハ実施医療機関からの依頼に基づき管理計画を策定) ……………300 回復期等口腔機能管理料* (回復期等口腔機能管理計画策定料算定月から月1回) ……………200			
外感染1	+12		+2		小児口腔機能管理料* (18歳未満の児童が対象) ……………60 口腔機能管理料* (口腔機能の低下を来している者) ……………60 【小機能、口機能共通事項】 根管強 ……………+50 通信機器利用時 ……………53	根管う蝕管理料(月1回) ……………30 エナメル質初期う蝕管理料(月1回) ……………30 【根C管、Ce管共通事項】根管強 ……………+48			
外感染2	+14		+4		歯科衛生実地指導料1(15分以上の指導、月1回) ……………80 歯科衛生実地指導料2(月1回又は月2回の合計で15分以上の指導) ……………100 【実地指1・2共通】口腔機能指導加算(口腔機能発達不全又は口腔機能の低下を来している患者) ……………+10	診療情報提供料(I)* ……………250 歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を、以下に紹介した場合の加算 ……………+100 歯科診療特別対応連携施設、地域歯科診療支援病院、医科保険医療機関、指定居宅介護支援事業者 歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算 ……………+100			
時間外	+85		+65		歯周病患者画像活用指導料 ……………10 2枚目から1枚につき(1回につき5枚限り) ……………+10	診療情報提供料(II)* ……………500			
休日	+250		+190		新製有床義歯管理料*(装着月1回)困難…230 左記以外…190	連携強化診療情報提供料* ……………150			
深夜	+480		+420		周術期等口腔機能管理計画策定料* ……………300 (手術等に係る一連の治療中1回)	歯科特定疾患療養管理料(月2回) …170 通信機器利用時…148 共同療養指導計画加算*(1回限り) ……………+100			
乳	+40		+10		周術期等口腔機能管理料(I)* 手術前(1回限り) …280 手術後(3月以内、計3回) …190	歯科治療時医療管理料(1日につき) ……………45			
乳時間外	+125		+75		周術期等口腔機能管理料(II)* 手術前(1回限り) …500 手術後(3月以内、月2回) …300	退院時共同指導料1 歯援診1・2及び歯援病 ……………900 上記以外 ……………500 特別管理指導加算 ……………+200			
乳休日	+290		+200		周術期等口腔機能管理料(III)* (放射線治療、化学療法(予定患者含)又は緩和ケアを受ける患者)(月1回) ……………200	歯科遠隔連携診療料(3月に1回) ……………500			
乳深夜	+620		+530		周術期等口腔機能管理料(IV)* (周術期等口腔機能管理計画策定料の算定月から3月以内は月2回) ……………200 長期管理加算(周Ⅲ、Ⅳ共通)(周術期等口腔機能管理計画策定料の算定月から6月を超えて管理を行った場合) ……………+50	診療情報等連携共有料1(歯科以外の保険医療機関又は保険薬局への情報提供依頼、3月に1回) ……………120 診療情報等連携共有料2*(歯科以外の保険医療機関に情報提供した場合、3月に1回) ……………120			
特1			+175			薬剤情報提供料*(月1回、処方内容変更時はその都度) ……………4 患者の要望で手帳に記載した場合 ……………+3			
特2			+250						
特3			+500						
特連	+150								
特地	+100								

## 歯科訪問診療料(1日につき)(初・再診料を含む)

## 歯科訪問診療における特掲診療料の加算

診療時間 (1人につき)	20分以上 20分未満	同一建物に居住する患者数					訪問診療のみ算定	訪問診療+特別対応加算	・歯科訪問診療料のみを算定した患者は、抜髄、感染根管処置、膿瘍切開、乳歯・永久歯の普通抜歯、欠損補綴の印象採得(連合・特殊)、咬合印象、有床義歯の咬合採得、磁性アタッチメントの磁石構造体の場合は( )の点数を算定する。 ・抜髄即充、感根即充、有床義歯修理、有床義歯内面適合法は<>の点数を算定する。
		訪問1(1人)	訪問2(2~3人)	訪問3(4~9人)	訪問4(10~19人)	訪問5(20人以上)			
20分以上	1100<1090>	410<400>	310<300>	160<150>	95<85>	訪問診療のみ算定	・歯科訪問診療料のみを算定した患者は、抜髄、感染根管処置、膿瘍切開、乳歯・永久歯の普通抜歯、欠損補綴の印象採得(連合・特殊)、咬合印象、有床義歯の咬合採得、磁性アタッチメントの磁石構造体の場合は( )の点数を算定する。 ・抜髄即充、感根即充、有床義歯修理、有床義歯内面適合法は<>の点数を算定する。		
20分未満		287<277>	217<207>	96<86>	57<47>	訪問診療+特別対応加算	・歯科訪問診療料及び歯科診療特別対応加算を算定している場合で特掲診療料の加算を算定する場合は( )の点数を算定する。※光学印象及び充填は除く。		

※初診料注1の未届医療機関は<>の点数で算定する

## 歯科訪問診療料への加算

	歯科訪問診療1~5					歯科訪問診療1のみ		
	歯科訪問診療補助加算	地域医療連携体制加算	患者の状態による加算			診療時間に対する加算	在宅医療DX情報活用加算	在宅歯科医療推進加算
歯援診1/歯援診2 歯援病	同一建物居住者 +50 上記以外 +115	+300	特1 +175 特2 +250 特3 +500	1時間超、30分または端数を増すごと +100	+8 (月1回)	+100	+100	
根管強 保険医療機関	同一建物居住者 +50 上記以外 +115							
上記以外の 歯科診療所	同一建物居住者 +30 上記以外 +90							

## 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

0~9歯…400 10~19歯…500 20歯以上…600

## 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

……………600

## 【(小児)在宅患者訪問口腔リハ共通事項】

根管強…+75 歯援診1…+145 歯援診2…+80 歯援病…+145

(小児)在宅歯科医療連携加算1(歯科医師からの情報提供) ……+100

(小児)在宅歯科医療連携加算2(医師等からの情報提供) ……+100

在宅歯科医療情報連携加算(月1回) ……………+100

## 通信画像情報活用加算

……………+30

## 訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)

1人 …362 2人以上9人以下 …326 左記以外 …295

複数名加算(患者又は家族の同意) ……………+150

## 歯科疾患在宅療養管理料

歯援診1…340 歯援診2…230 歯援病…340 左記以外…200

文書提供加算 ……………+10 在宅総合医療管理加算 ……………+50

在宅歯科医療連携加算1(他の歯科医師からの情報提供) ……+100

在宅歯科医療連携加算2(医師等からの情報提供) ……+100

在宅歯科医療情報連携加算(月1回) ……………+100

## 在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料

1(他の医療機関)2(介護施設)3(障害児入所施設等) …各100

在宅患者歯科治療時医療管理料(1日につき) ……………45

在宅患者連携指導料(月1回) ……………900

在宅患者緊急時等カンファレンス料(月2回) ……………200

## フッ化物歯面塗布処置(1口腔につき)

在宅等療養患者(う蝕多発傾向者) ……………110 (165)

在宅等療養患者専門的口腔衛生処置(月1回) …130 (195)

非経口摂取患者口腔粘膜処置(月2回) ……………110 (165)

(不許複製・禁転載)

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(令和6年6月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

検査	歯周病検査 (1口腔単位)(1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)	電氣的根管長測定検査 (EMR)(1根管目) …… 30 2根管目から1根管につき ……+15	有床義歯咀嚼機能検査1 (1回につき) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 …… 560 咀嚼能力測定のみを行う場合 ……140			
	歯周基本検査 (乳歯は歯数に含まない) 歯周精密検査 (乳歯は歯数に含まない) 混合歯列期歯周病検査 口腔細菌定量検査1(月2回)…130 2回目以降(1月以内)…65 口腔細菌定量検査2 (3月に1回)…65 歯周病部分的再評価検査 (歯周外科手術後1歯1回に限り)…15 歯冠補綴時色調採得検査…10	細菌簡易培養検査 (S培) (1歯1回につき) …… 60 顎運動関連検査 (1装置につき) ……380 {下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA), パントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB)} の場合 咀嚼能力検査1…140 {3月に1回、 咬合圧検査1…130 {口腔機能低下を来している患者} 咀嚼能力検査2…140 {顎変形症手術前1回、 咬合圧検査2…130 {手術後6月に1回} 舌圧検査 (3月に1回) ……140	有床義歯咀嚼機能検査2 (1回につき) 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 …… 550 咬合圧測定のみを行う場合 ……130 精密触覚機能検査 (月1回) …… 460 小児口唇閉鎖力検査 (3月に1回) …… 100 睡眠時歯科筋電図検査 (一連につき) …… 580			
画像	単純撮影(I)(フィルム料含む) ( ) の点数は一連症状確認 標準型 48(38) 咬合型 58(48) 全顎10枚法 439 小児型 47(37), 48(38) 咬翼型 59(49) 全顎14枚法 451 3歳未満の乳幼児には撮影料50/100加算 3歳以上6歳未満の幼児には撮影料30/100加算	単純撮影(II)(スタタスエックス2等)(フィルム料含む) スタタスエックス2(カビネ使用)1枚…154 注) フィルムの算定については、使用フィルムと 四ツ切フィルムとの面積比により算定する。	パノラマ断層撮影 (フィルム料含む) 四ツ切 311 オルソパントモ型 (小) 317 (大) 315 〔3歳以上6歳未満 (小) 372 (大) 370〕			
	フィルム料 標準型 2.9, 咬翼型 4.0, 四ツ切 6.2, 小児型 2.3, 3.1, 咬合型 2.7, カビネ 3.8, オルソパントモ型 (小) 12.0 (大) 10.3 6歳未満1.1倍	デジタル撮影 電子画像管理加算 (フィルム料なし) エックス線 10 パノラマ 95 歯CT 120 その他 60	〔電〕58(48) 〔パ電〕402(402) 〔CT電〕1170(1170) 〔他電〕213(171)	時間外緊急院内 画像診断加算 (1日につき) (時間外 休日 深夜) +110		
投薬注射	処方料 6種以下…42 7種以上…29 (3歳未満 +3) 処方箋 6種以下…60 7種以上…32 (3歳未満 +3) 一般名処方1…10 一般名処方2…8	調剤料 1回の処方につき内服・浸煎・屯服…11 外用…8 注射 静脈内…37 皮内・皮下・筋肉内…25	薬剤料 [内服・浸煎 (1日分)、頓服 (1回分)、外用 (1調剤)、注射薬剤 (1回分) の薬価-15円]÷10円+1点 (1点未満の端数切り上げ)			
	歯科口腔リハビリテーション料1 1 有床義歯 (装着月以外, 月1回) { 困難 ……124 上記以外 ……104 2 舌接触補助床 (月4回) ……194 3 その他 (口蓋補綴, 顎補綴, 月4回) ……189	歯科口腔リハビリテーション料2 ……54 (顎関節治療用装置装着患者, 月1回に限り, 施設基準) 歯科口腔リハビリテーション料3 (月2回) 1 口腔機能発達不全患者 ……50 2 口腔機能低下患者 ……50	摂食機能療法 (1日につき) 30分以上 ……185 ・治療開始から3月以内, 1日単位で算定 ・治療開始から4月以上, 月4回に限り 30分未満 ……130 ・脳卒中発症から14日以内, 1日単位で算定			
	《生活歯髄切断、抜髄及び抜髄即充は麻酔に使用した薬剤料は別途算定》					
処置	う蝕処置 (1歯1回につき) …… 18 ( 27) 咬合調整 { 1~9歯 …… 40 ( 60) 10歯以上 …… 60 ( 90) 残根削合 (1歯1回につき) …… 18 ( 27) 歯髄保護処置 (1歯につき) { 歯髄温存療法 ……200 ( 300) 直 PCap ……154 ( 231) 間 PCap …… 38 ( 57) 象牙質レジンコーティング (1歯につき)… 46 ( 69) 早期充填処置 (シーラント) (乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき, 歯面清掃, 前処理, 材料料を含む) { 複合レジン系 ……145 ( 212) ガラスイオノマー系 { 標準型…142 ( 209) 自動練和型…143 ( 210) 除去 (1歯につき) { 簡単 …… 20 ( 30) 困難 …… 48 ( 72) 著しく困難 …… 80 ( 120) 根管内異物除去 (1歯につき) ……150 ( 225) 手術用顕微鏡加算 ……+400 (+600) 歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) …… 30 ( 45) 有床義歯床下粘膜調整処置 (1顎1回につき) ……110 ( 165) う蝕薬物塗布処置 { 3歯まで …… 46 ( 69) 4歯以上 …… 56 ( 84) 知覚過敏処置 (1口腔1回につき) { 3歯まで… 46 ( 69) 4歯以上… 56 ( 84) 生活歯髄切断 (1歯につき) …… 233 ( 350) 歯根完成期以前及び乳歯 ……+42 (+63) 失活歯髄切断 (1歯につき) …… 72 ( 108) 口腔粘膜処置 (1口腔につき) …… 30 ( 45) (レーザー照射による処置を行った場合) 後出血処置 ……530 ( 795) 6歳未満 ……560 ( 840) (後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定) 口腔内外科後処置 (1口腔1回につき)…22 ( 33) 口腔外外科後処置 (1回につき) …… 22 ( 33) 口腔バイオフィルム除去処置(1口腔につき)…110 ( 165)	フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき) う蝕多発傾向者 (16歳未満, 3月に1回) … 110 ( 165) 初期の根面う蝕 (65歳以上, 3月に1回) … 80 ( 120) エナメル質初期う蝕 (3月に1回) …… 100 ( 150) 歯周基本治療 (浸麻の費用を含む) スクーリング(SC) { 1/3顎につき 1/3顎を増すごと 初回時 72 (108) +38 (+57) (1/3顎単位) 2回目以降 36 ( 54) +19 (+29) SRP { 前歯 小臼歯 大臼歯 初回時 60 (90) 64 (96) 72 (108) (1歯につき) 2回目以降 30 (45) 32 (48) 36 ( 54) 歯周病安定期治療 (SPT) { 1~9歯 …… 200 ( 300) 10~19歯 …… 250 ( 375) 20歯以上 …… 350 ( 525) (歯周外科手術後等の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可) (口管強を算定する歯科診療所において治療を開始した場合は月1回可) 口腔管理体強化加算 (月1回) ……+120 (+180) (口管強) 歯周病重症化予防治療 (P重防) { 1~9歯…150 ( 225) 10~19歯…200 ( 300) 20歯以上…300 ( 450) (3月に1回) 周術期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき) 周術期等専門的口腔衛生処置1 ……100 ( 150) (周I, 周IIの入院中患者に衛生士が実施, 術前・術後に1回限り) (周III, 周IVの患者に衛生士が実施, 月2回限り) 周術期等専門的口腔衛生処置2 ……110 ( 165) (歯科医師又は衛生士が実施, 口腔粘膜に対する処置を行 い, 口腔粘膜保護材を使用した場合, 1回に限り) 回復期等専門的口腔衛生処置 ……100 ( 150) (入院中の患者に衛生士が実施, 月2回限り) 機械的歯面清掃処置 (1口腔につき) …… 72 ( 108) (歯科医師又は衛生士が実施, 2月に1回に限り) 歯周病処置 (P処) (1口腔1回につき) …… 14 ( 21) 歯周治療用装置 (印象, 装着等を含む) (人工歯, 鉤等は別算定) (歯周精密検査を実施した場合に算定) 冠形態 (1歯につき) …… 50 ( 75) 床義歯形態 (1装置につき) ……750 (1125)	暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない) 簡単なもの …… 230 ( 345) (エナメルボンドシステムの場合は200点 (300点)) 困難なもの …… 530 ( 795) (エナメルボンドシステムの場合は500点 (750点)) 暫間固定装置修理… 70 ( 105) 暫間固定除去 (1装置につき) …… 30 ( 45) 線副子 (1顎につき) …… 680 (1020) 口腔内装置1 顎関節治療用装置 …… 1530 (1545) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 1650 (1725) 口腔内装置2 顎関節治療用装置 …… 830 ( 845) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 950 (1025) 口腔内装置3 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 800 ( 875) 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した 口腔内装置 …… 680 ( 695) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 … 3300 (3450) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 … 2300 (2450) 舌接触補助床 (1装置につき) { 新たに製作した場合…2620 (2680) 旧義歯を用いた場合…1120 (1180) 口腔内装置調整1…120 ( 180) 口腔内装置調整2…120 ( 180) 口腔内装置調整3…220 ( 330) 口腔内装置修理 ……234 ( 351) 術後即時顎補綴装置 (1顎につき) …… 2800 (2950) 注) 暫間固定, 線副子, 口腔内装置, 睡眠時無呼吸症候群 に対する口腔内装置, 舌接触補助床, 術後即時顎補綴 装置の点数は装着料を含む。印象採得料, 装着材料料 は別算定。			
	抜髄 (1歯につき) 単根 234 (304) { 歯髄温存療法 後3月以内 192点減算 直 PCap 後1月以内 154点減算 2根 426 (554) 3根以上 600 (900)	感染根管処置 (1歯につき) 単根 160 (208) 2根 310 (403) 3根以上 450 (675)	根管貼薬処置 (1歯1回につき) 単根 33 (50) 2根 41 (62) 3根以上 57 (86)	根管充填 (1歯につき) 単根 72 (108) 2根 94 (141) 3根以上 122 (183)	抜髄即充 (1歯につき) 《 》内は歯科訪問診療のみ算定患者の点数 単根 306 ( 412) 《376》 { 歯髄温存療法 後3月以内 192点減算 直 PCap 後1月以内 154点減算 2根 520 ( 695) 《648》 3根以上 722 (1083) 《1022》	感根即充 (1歯につき) 単根 232 (316) 《280》 2根 404 (544) 《497》 3根以上 572 (858) 《797》

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和6年6月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

		《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》			
手術	<b>拔牙手術</b> (1歯につき)	<b>口腔内消炎手術</b>	<b>口腔内軟組織異物(人工物)除去術</b>	<b>歯周外科手術</b>	
	乳歯 130 (195) 前歯 160 (240) 白歯 270 (405) 難拔牙加算 +230 (+345) (前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術) 埋伏歯 1080 (1620) (骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏歯に限る) 下顎智歯(骨性・水平埋伏) +130 (+195) 歯根分割搔爬術 260 (390) ヘミセクション(分割拔牙) 470 (705) 拔牙窩再搔爬手術 130 (195) 歯槽骨整形手術 } 110 (165) 骨瘤除去手術 } 腐骨除去手術 歯槽部に限局するもの 600 (900) 顎骨(片側の1/3未満) 1300 (1950) 顎骨(片側の1/3以上) 3420 (5130)	智歯周囲炎の歯肉弁切除等 120 (156) 歯肉膿瘍等 180 (234) 骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 230 (345) 顎炎又は顎骨髄炎等 1/3顎未満 750 (1125) 1/3顎以上 2600 (3900) 全顎 5700 (8550) <b>口腔外消炎手術</b> (骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等) 2cm未満のもの 180 (270) 2cm以上5cm未満のもの 300 (450) 5cm以上のもの 750 (1125) <b>歯根嚢胞摘出手術</b> 歯冠大 800 (1200) 拇指頭大 1350 (2025) 鶏卵大 2040 (3060) <b>歯根端切除手術</b> (1歯につき)(歯根端閉鎖の費用を含む) 歯科CT、手術用顕微鏡を使用 2000 (3000) 上記以外 1350 (2025) 注) 歯根端切除と歯根嚢胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。	簡単なもの 30 (45) 困難なもの 浅在性のもの 680 (1020) 深在性のもの 1290 (1935) <b>歯肉、歯槽部腫瘍手術</b> (エプーリスを含む) 軟組織に限局するもの 600 (900) 硬組織に及ぶもの 1300 (1950) <b>顎関節脱臼非観血的整復術</b> (片側) 410 (615) <b>歯槽骨骨折非観血的整復術</b> 1~2歯 680 (1020) 3歯以上 1300 (1950) <b>創傷処理</b> (口腔内縫合術) 長径5cm未満(小深) 1400 (2100) 5cm以上10cm未満(中深) 1880 (2820) 5cm未満(小浅) 530 (795) 5cm以上10cm未満(中浅) 950 (1425)	歯周ポケット搔爬術 80 (120) 新付着手術 160 (240) 歯肉切除手術 320 (480) 歯肉剝離搔爬手術 630 (945) 歯周組織再生誘導手術(GTR術)(材料料は別算定) 1次手術(誘導膜の固定) 840 (1260) FOP及びGTR1次手術時歯根面レーザー 応用加算 +60 (+90) 2次手術(非吸収性膜の除去) 380 (570) <b>歯肉歯槽粘膜形成手術</b> 歯肉弁根尖側移動術 770 (1155) 歯肉弁歯冠側移動術 770 (1155) 歯肉弁側方移動術 770 (1155) 遊離歯肉移植術 (手術野ごと) 770 (1155) SPT開始後の歯周外科手術は50/100で算定 (歯周治療以外の傷病名で実施した歯肉歯槽粘膜形成手術は所定点数で算定可) <b>頬、口唇、舌小帯形成術</b> 630 (945)	
麻酔	伝達麻酔 42 (63) (下顎孔・眼窩下孔)	浸潤麻酔 30 (45) (手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成以外で算定)	吸入鎮静法 30分まで 70 (105) 30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに +10 (+15)	静脈内鎮静法 600 (900)	
歯冠	<b>補綴時診断料</b> (1装置につき) 新製(ブリッジ、有床義歯の新製) 90 新製以外 70	<b>支台築造</b> (材料料を含む)	う蝕歯即時充填形成(充形) 128 (192) う蝕歯インレー修復形成(修形) 120 (180)		
	<b>歯冠形成</b> (1歯につき) (大白歯の1/3は生活歯をブリッジの支台に用いる場合に限る)	金属材料を含む	充填1 (歯面処理を行う場合、1歯につき、材料料を除く)	充填2 (充填1以外、1歯につき、材料料を除く)	
修復	<b>印象採得料</b> (1個につき) 支台築造(メタルコア・ファイバーポストの印象) 50 (75) 単純 32 (48) 連合 64 (96) 歯科技工士連携加算1(歯科医師と歯科技工士が対面で状態確認) +50 (+75) 歯科技工士連携加算2(歯科医師と歯科技工士が情報通信機器を用いて状態確認) +70 (+105) 光学印象(1歯につき) 100 (150) 光学印象歯科技工士連携加算(歯科医師と歯科技工士が対面で口腔内を確認) +50 (+75) 咬合採得料(1個につき) 18 (27) 装着料(1個につき) 歯冠修復 45 (68) 内面処理加算1(CAD/CAM冠、CAD/CAMインレー) +45 (+68) <b>装着材料料</b> 接着性レジンセメント(レジン系)標準型 17 自動練和型 38 歯科用接着・接着材料I グラスアイオノマー系レジンセメント(グラスアイオノマー系)標準型 10 自動練和型 12 歯科用接着・接着材料II 12 (グラスアイオノマーセメント(接着用)、シアノアクリレート系セメント) 歯科用接着・接着材料III 4 (歯科用燐酸亜鉛セメント、ハイボンド燐酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント) 仮着用セメント(1歯につき) 4	ファイバーポスト(材料料を含む)(大・小白歯は根管数により最大2本まで)	単純なもの 複雑なもの 106 (159) 158 (237)	単純なもの 複雑なもの 59 (89) 107 (161)	
	<b>歯冠修復</b> (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)	金属材料を含む	単純 複雑	単純 複雑	
<b>歯冠修復</b> (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)					
		<b>金属歯冠修復</b>	<b>インレー</b>	<b>レジン前装金属冠</b>	
		乳歯 銀合金 206 317 前歯 金パラ 418 736 927 867 1155 2040 2036 1966 白歯 銀合金 206 317 408 348 505 1276 1272 1202 FMC 505 大白歯 金パラ 524 901 1084 1431 銀合金 215 327 363 522 14K(前歯) 1766 2220	単純 複雑 前歯 小白歯 大白歯 根面板 金パラ 421 527 銀合金 209 218 レジン充填(複合レジン系) 117(170)	前歯(Br支台歯) 前歯(その他) 小白歯 単純 複雑 157 220 硬質レジンジャケット冠(前歯・小白歯)(大白歯は金属アレルギーに限る) 光重合 951 加熱重合 776	
		<b>非金属歯冠修復</b> (材料料を含む) レジンインレー { 単純 157 複雑 220 硬質レジンジャケット冠(前歯・小白歯)(大白歯は金属アレルギーに限る) { 光重合 951 加熱重合 776	<b>CAD/CAM冠</b> (材料料を含む)	<b>チタン冠</b> (大白歯に限る) 1266 <b>レジン前装チタン冠</b> (前歯に限る) 1866	
		材料区分	エンドクラウン以外のCAD/CAM冠	エンドクラウン	CAD/CAMインレー
		小白歯 I 1381 II 1363 III 1516 V 1815 前歯 IV 1588			931 913 1066
注) CAD/CAM冠用材料(Ⅲ)を小白歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料(Ⅰ)又は(Ⅱ)により算定する。 <b>小児保障装置</b> (印象採得料は単純印象で算定、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限る) 600 (900)					

(不許複製・禁転載)

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和6年6月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)	5 歯以下		6 歯以上		
	印象採得料	282 (423)	334 (501)			
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)			
リテーナー	リテーナー	100 (150)	300 (450)			
	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)			
	装着料	150 (225)	300 (450)			
仮着料	仮着料	40 (60)	80 (120)			
	内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) ……	+90 (+135)				
	内面処理加算2 (接着ブリッジ)(接着冠ごとに) …	1歯…+45 (+68) 2歯…+90 (+135)				
注) ○5歯以下: 支台歯とポンティック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とポンティック数の合計が6歯以上の場合 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。						
高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ……		4429				
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》	5 歯以下 ブリッジ		6 歯以上 ブリッジ		
	歯冠補綴物	100	330	440		
	注) ○5歯以下: 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 (高強度硬質レジンブリッジ及び接着カンチレバー含む) ○6歯以上: 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 注) 当該補綴物の装着時に算定する。					
有床義歯	印象採得料 (1装置につき)	単純なもの …… 42 (63)		困難なもの …… 72 (108)		
	連合印象 ……	230 (391)				
	特殊印象 ……	272 (462)				
咬合採得料 (1装置につき)	少数歯欠損 (1床1歯~8歯) ……	57 (97)		少数歯欠損 (1床1歯~8歯) …… 40 (60)		
	多数歯欠損 (1床9歯~14歯) ……	187 (318)		多数歯欠損 (1床9歯~14歯) …… 100 (150)		
	総義歯 ……	283 (481)		総義歯 …… 190 (285)		
仮床試適料 (1床につき)	少数歯欠損 (1床1歯~8歯) ……	40 (60)		多数歯欠損 (1床9歯~14歯) …… 100 (150)		
	多数歯欠損 (1床9歯~14歯) ……	100 (150)		総義歯 …… 190 (285)		
	その他 (フレンジテクニックの場合) ……	272 (408)				
【咬合採得料 (ブリッジ含む)、仮床試適料共通事項】 歯科技工士連携加算1 (歯科医師と歯科技工士が対面で状態確認) ……		+50				
歯科技工士連携加算2 (歯科医師と歯科技工士が情報通信機器を用いて状態確認) ……		+70				
磁性アタッチメント (材料料を含む)	前歯・小白歯		大白歯			
	キーパー付根面板 (キーパー代を含む)	金パラ	1232	1397		
		銀合金	813	823		
磁石構造体	1237 (1467)					
	鑄造鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)			
		大大・大小	犬小・小小	大白歯	小白・犬歯	前歯
14 K		1909	1601	1581	1270	1033
金パラ	1154	959	854	774	735	
	コバルトクロム合金	265	265	245	245	245
		線鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)		レストなし
14 K			1007	762	-	
不銹鋼・特殊鋼	233		165	140		
コンビネーション鉤 (材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)	大白歯	小白・犬歯	前歯			
	鑄造鉤	金パラ	553	513	494	
	コバルト	276	276	276		
バ (1個につき) (材料料を含む)	屈曲 不銹鋼・特殊鋼 ……	298				
	鑄造 {金パラ ……	1892				
	{コバルトクロム合金 ……	476				
保持装置 (1個につき) ……	+62					
間接支台装置 (1個につき) ……	111					
有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定) ( ) 内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数	レジン床義歯	熱可塑性義歯	有床義歯内面適合法 (硬質材料)			
			6月以内			
	局 部 義 歯	1 歯~4 歯	686 (716)	721 (751)	276 (457) 《427》	168 (274) 《244》
	5 歯~8 歯	830 (860)	864 (894)	328 (546) 《516》	194 (318) 《288》	
	9 歯~11 歯	1167 (1227)	1199 (1259)	490 (809) 《749》	305 (495) 《435》	
	12 歯~14 歯	1629 (1689)	1659 (1719)	692 (1152) 《1092》	406 (666) 《606》	
総 義 歯		2660 (2775)	2767 (2882)	1020 (1688) 《1573》	625 (1017) 《902》	
下顎総義歯内面適合法 (軟質材料)	シリコン系 ……	1596 (2551) 《2436》				
	6月以内 ……	996 (1531) 《1416》				
	アクリル系 ……	1529 (2484) 《2369》				
6月以内 ……	929 (1464) 《1349》					
歯科技工加算1 ……	+55 (+94) 《+94》					
歯科技工加算2 ……	+35 (+60) 《+60》					
装着料	少数歯欠損 (1歯~8歯) ……	60 (90)				
	多数歯欠損 (9歯~14歯) ……	120 (180)				
	総義歯 ……	230 (345)				
有床義歯修理 (装着料を含む) ( ) 内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数	6月以内の修理					
	少数歯欠損 (1歯~8歯) ……	290 (435) 《420》		160 (240) 《225》		
	多数歯欠損 (9歯~14歯) ……	320 (480) 《450》		190 (285) 《255》		
総義歯 ……	375 (563) 《505》		245 (368) 《310》			
歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (1日につき)	初診時 ……	10				
	再診時等 ……	2				
	歯科訪問診療時 イ 同一建物居住者以外 ……	41				
ロ 同一建物居住者の場合 ……	10					
歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) (1日につき)	イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合 ……	8~64				
	ロ 再診時等 ……	1~8				
	〔個々の診療所の状況に応じて、8段階の点数項目の設定あり〕					

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(1)

(令和6年6月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

基本診療料	初診料……267 未届出……240		再診料……58 未届出……44		医療DX	〈初診時〉		〈再診時〉	
	通信機器利用時	233				医療情報取得加算1(マイナなし、情報取得の同意なし、月1回)……+3 医療情報取得加算2(マイナあり、情報取得の同意あり、月1回)……+1 医療DX推進体制整備加算(月1回) ……+6	医療情報取得加算3(マイナなし、情報取得の同意なし、3月に1回)……+2 医療情報取得加算4(マイナあり、情報取得の同意あり、3月に1回)……+1		
	明細			+1					
	外安全 1	+12		+2					
	外感染 1	+12		+2					
	外感染 2	+14		+4					
	時間外	+85		+65					
	休日	+250		+190					
	深夜	+480		+420					
	乳	+40		+10					
	乳時間外	+125		+75					
	乳休日	+290		+200					
乳深夜	+620		+530						
特 1			+175						
特 2			+250						
特 3			+500						
特連	+150								
特地	+100								
					〈※印は算定に文書による情報提供が必要な場合〉				
					歯科疾患管理料 ……100 初診月 ……80 フッ化物洗口指導加算(4歳以上16歳未満) ……+40 文書提供加算 ……+10 総合医療管理加算 ……+50 長期管理加算(初診月から6月を超えた管理及び指導) 根管強保険医療機関 ……+120 左記以外 ……+100 小児口腔機能管理料(18歳未満の児童が対象) ……60 口腔機能管理料(口腔機能の低下を来している者) ……60 【小機能、口機能共通事項】 根管強 ……+50 通信機器利用時 ……53 歯科衛生実地指導料 1(15分以上の指導、月1回) ……80 歯科衛生実地指導料 2(月1回又は月2回の合計で15分以上の指導) ……100 【実地指1・2共通】口腔機能指導加算(口腔機能発達不全又は口腔機能の低下を来している患者) ……+10 歯周病患者画像活用指導料 ……10 2枚目から1枚につき(1回につき5枚限り) ……+10 新製有床義歯管理料(装着月1回)困難…230 左記以外…190 周術期等口腔機能管理計画策定料 ……300 (手術等に係る一連の治療中1回) 周術期等口腔機能管理料(Ⅰ)* 手術前(1回限り) ……280 手術後(3月以内、計3回) ……190 周術期等口腔機能管理料(Ⅱ)* 手術前(1回限り) ……500 手術後(3月以内、月2回) ……300 周術期等口腔機能管理料(Ⅲ)* (放射線治療、化学療法(予定患者含)又は緩和ケアを受ける患者)(月1回) ……200 周術期等口腔機能管理料(Ⅳ)* (周術期等口腔機能管理計画策定料の算定月から3月以内は月2回) ……200 長期管理加算(周Ⅲ、Ⅳ共通)(周術期等口腔機能管理計画策定料の算定月から6月を超えて管理を行った場合) ……+50	回復期等口腔機能管理計画策定料(リハ実施医療機関からの依頼に基づき管理計画を策定) ……300 回復期等口腔機能管理料(回復期等口腔機能管理計画策定料算定月から月1回) ……200 根管う蝕管理料(月1回) ……30 エナメル質初期う蝕管理料(月1回) ……30 【根C管、Ce管共通事項】根管強 ……+48 診療情報提供料(Ⅰ)* ……250 歯科診療が困難な者又は歯科訪問診療料算定患者を、以下に紹介した場合の加算 ……+100 歯科診療特別対応連携施設、地域歯科診療支援病院、医科保険医療機関、指定居宅介護支援事業者 歯科診療特別対応連携施設又は地域歯科診療支援病院が歯科診療実施保険医療機関に紹介した場合の加算 ……+100 診療情報提供料(Ⅱ)* ……500 連携強化診療情報提供料 ……150 歯科特定疾患療養管理料(月2回) ……170 通信機器利用時…148 共同療養指導計画加算(1回限り) ……+100 歯科治療時医療管理料(1日につき) ……45 退院時共同指導料1 歯援診1・2及び歯援病 ……900 上記以外 ……500 特別管理指導加算 ……+200 歯科遠隔連携診療料(3月に1回) ……500 診療情報等連携共有料1(歯科以外の保険医療機関又は保険薬局への情報提供依頼、3月に1回) ……120 診療情報等連携共有料2(歯科以外の保険医療機関に情報提供した場合、3月に1回) ……120 薬剤情報提供料(月1回、処方内容変更時はその都度) ……4 患者の要望で手帳に記載した場合 ……+3			

## 歯科訪問診療料(1日につき)(初・再診料を含む)

## 歯科訪問診療における特掲診療料の加算

		同一建物に居住する患者数					訪問診療のみ算定	訪問診療のみの算定	・歯科訪問診療料のみを算定した患者は、抜髄、感染根管処置、膿瘍切開、乳歯・永久歯の普通抜歯、欠損補綴の印象採得(連合・特殊)、咬合印象、有床義歯の咬合採得、磁性アタッチメントの磁石構造体の場合は( )の点数を算定する。 ・抜髄即充、感根即充、有床義歯修理、有床義歯内面適合法は<>の点数を算定する。
		訪問1(1人)	訪問2(2~3人)	訪問3(4~9人)	訪問4(10~19人)	訪問5(20人以上)			
診療時間 (1人につき)	20分以上	1100 <1090>	410 <400>	310 <300>	160 <150>	95 <85>			
	20分未満		287 <277>	217 <207>	96 <86>	57 <47>	外来における特別対応加算と同様の算定		

※初診料注1の未届医療機関は<>の点数で算定する

## 歯科訪問診療料への加算

	歯科訪問診療1~5							歯科訪問診療1のみ			
	歯科訪問診療補助加算		地域医療連携体制加算	患者の状態による加算			診療時間に対する加算	在宅医療DX情報活用加算	在宅歯科医療推進加算	歯科訪問診療移行加算	
歯援診1/歯援診2 歯援病	同一建物居住者	+50		特1	特2	特3	1時間超、30分または端数を増すごと+100	+8 (月1回)			
	上記以外	+115									+100
根管強 保険医療機関	同一建物居住者	+50	+300	+175	+250	+500				+100	+150
	上記以外	+115									
上記以外の 歯科診療所	同一建物居住者	+30									
	上記以外	+90								+100	

## 在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

0~9歯…400 10~19歯…500 20歯以上…600

## 小児在宅患者訪問口腔リハビリテーション指導管理料

………600

## 【(小児)在宅患者訪問口腔リハ共通事項】

根管強…+75 歯援診1…+145 歯援診2…+80 歯援病…+145

(小児)在宅歯科医療連携加算1(歯科医師からの情報提供) ……+100

(小児)在宅歯科医療連携加算2(医師等からの情報提供) ……+100

在宅歯科医療情報連携加算(月1回) ……+100

通信画像情報活用加算 ……+30

訪問歯科衛生指導料(20分以上、月4回まで)

1人 ……362 2人以上9人以下 ……326 左記以外 ……295

複数名加算(患者又は家族の同意) ……+150

## 歯科疾患在宅療養管理料

歯援診1…340 歯援診2…230 歯援病…340 左記以外…200

文書提供加算 ……+10 在宅総合医療管理加算 ……+50

在宅歯科医療連携加算1(他の歯科医師からの情報提供) ……+100

在宅歯科医療連携加算2(医師等からの情報提供) ……+100

在宅歯科医療情報連携加算(月1回) ……+100

## 在宅歯科栄養サポートチーム等連携指導料

1(他の医療機関)2(介護施設)3(障害児入所施設等) ……各100

在宅患者歯科治療時医療管理料(1日につき) ……45

在宅患者連携指導料(月1回) ……900

在宅患者緊急時等カンファレンス料(月2回) ……200

フッ化物歯面塗布処置(1口腔につき)

在宅等療養患者(う蝕多発傾向者) ……110 (165)

在宅等療養患者専門的口腔衛生処置(月1回) ……130 (195)

非経口摂取患者口腔粘膜処置(月2回) ……110 (165)

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(2)

(令和6年6月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

検査	歯周病検査 (1口腔単位) (1月以内の検査2回目以降は50/100の算定)	電氣的根管長測定検査 (EMR) (1根管目) …… 30 2根管目から1根管につき ……+15 細菌簡易培養検査 (S培) (1歯1回につき) …… 60 顎運動関連検査 (1装置につき) ……380 { 下顎運動路描記法 (MMG), ゴシックアーチ描記法 (GoA), パントグラフ描記法 (Ptg), チェックバイト検査 (ChB) } の場合 咀嚼能力検査1…140 { 3月に1回、 咬合圧検査1…130 { 口腔機能低下を来している患者 } 咀嚼能力検査2…140 { 顎変形症手術前1回、 咬合圧検査2…130 { 手術後6月に1回 } 舌圧検査 (3月に1回) ……140	有床義歯咀嚼機能検査1 (1回につき) 下顎運動測定と咀嚼能力測定を併せて行う場合 …… 560 咀嚼能力測定のみを行う場合 ……140 有床義歯咀嚼機能検査2 (1回につき) 下顎運動測定と咬合圧測定を併せて行う場合 …… 550 咬合圧測定のみを行う場合 ……130 精密触覚機能検査 (月1回) …… 460 小児口唇閉鎖力検査 (3月に1回) …… 100 睡眠時歯科筋電図検査 (一連につき) …… 580			
	歯周基本検査 (乳歯は歯数に含まない) 歯周精密検査 (乳歯は歯数に含まない) 混合歯列期歯周病検査 口腔細菌定量検査1(月2回)…130 2回目以降(1月以内)…65 口腔細菌定量検査2 (3月に1回)…65 歯周病部分的再評価検査 (歯周外科手術後1歯1回に限り) …15 歯冠補綴時色調採得検査…10	単純撮影(II)(スタタスエックス2等)(フィルム料含む) スタタスエックス2(カビネ使用)1枚…154 注) フィルムの算定については、使用フィルムと 四ツ切フィルムとの面積比により算定する。	パノラマ断層撮影 (フィルム料含む) 四ツ切 311 オルソパントモ型 (小) 317 (大) 315 〔3歳以上6歳未満 (小) 372 (大) 370〕			
画像	単純撮影(I)(フィルム料含む) ( ) の点数は一連症状確認 標準型 48(38) 咬合型 58(48) 全顎10枚法 439 小児型 47(37), 48(38) 咬翼型 59(49) 全顎14枚法 451 3歳未満の乳幼児には撮影料50/100加算 3歳以上6歳未満の幼児には撮影料30/100加算	フィルム料 標準型 2.9, 咬翼型 4.0, 四ツ切 6.2, 小児型 2.3, 3.1, 咬合型 2.7, カビネ 3.8, オルソパントモ型 (小) 12.0 (大) 10.3 6歳未満1.1倍	時間外緊急院内 画像診断加算 (1日につき) (時間外 休日 深夜) +110			
診断	デジタル撮影 電子画像管理加算 (フィルム料なし) エックス線 10 パノラマ 95 歯CT 120 その他 60	「電」58(48) 「パ電」402(402) 「CT電」1170(1170) 「他電」213(171)				
投薬注射	処方料 6種以下…42 7種以上…29 (3歳未満 +3) 処方箋 6種以下…60 7種以上…32 (3歳未満 +3) 一般名処方1…10 一般名処方2…8 調剤料 1回の処方につき内服・浸煎・屯服…11 外用…8 注射 静脈内…37 皮内・皮下・筋肉内…25 薬剤料 [内服・浸煎 (1日分)、頓服 (1回分)、外用 (1調剤)、注射薬剤 (1回分) の薬価-15円] ÷ 10円 + 1点 (1点未満の端数切り上げ)					
リハビリ	歯科口腔リハビリテーション料1 1 有床義歯 (装着月以外, 月1回) { 困難 ……124 上記以外 ……104 2 舌接触補助床 (月4回) ……194 3 その他 (口蓋補綴, 顎補綴, 月4回) ……189	歯科口腔リハビリテーション料2 ……54 (顎関節治療用装置装着患者, 月1回に限り, 施設基準) 歯科口腔リハビリテーション料3 (月2回) 1 口腔機能発達不全患者 ……50 2 口腔機能低下患者 ……50	摂食機能療法 (1日につき) 30分以上 ……185 ・治療開始から3月以内, 1日単位で算定 ・治療開始から4月以上, 月4回に限り 30分未満 ……130 ・脳卒中発症から14日以内, 1日単位で算定			
処置	《生活歯髄切断、抜髄及び抜髄即充は麻酔に使用した薬剤料は別途算定》					
	う蝕処置 (1歯1回につき) …… 18 ( 27) 咬合調整 { 1~9歯 …… 40 ( 60) 10歯以上 …… 60 ( 90) 残根削合 (1歯1回につき) …… 18 ( 27) 歯髄保護処置 (1歯につき) { 歯髄温存療法 ……200 ( 300) 直 PCap ……154 ( 231) 間 PCap …… 38 ( 57) 象牙質レジンコーティング (1歯につき) …… 46 ( 69) 早期充填処置 (シーラント) (乳歯又は幼若永久歯) (1歯につき, 歯面清掃, 前処理, 材料料を含む) { 複合レジン系 ……145 ( 212) ガラスイオノマー系 { 標準型…142 ( 209) 自動練和型…143 ( 210) 除去 (1歯につき) { 簡単 …… 20 ( 30) 困難 …… 48 ( 72) 著しく困難 …… 80 ( 120) 根管内異物除去 (1歯につき) ……150 ( 225) 手術用顕微鏡加算 ……+400 (+600) 歯の破折片除去 (麻酔の費用は別算定) …… 30 ( 45) 有床義歯床下粘膜調整処置 (1顎1回につき) ……110 ( 165) う蝕薬物塗布処置 { 3歯まで …… 46 ( 69) 4歯以上 …… 56 ( 84) 知覚過敏処置 (1口腔1回につき) { 3歯まで… 46 ( 69) 4歯以上… 56 ( 84) 生活歯髄切断 (1歯につき) …… 233 ( 350) 歯根完成期以前及び乳歯 ……+42 (+63) 失活歯髄切断 (1歯につき) …… 72 ( 108) 口腔粘膜処置 (1口腔につき) …… 30 ( 45) (レーザー照射による処置を行った場合) 後出血処置 ……530 ( 795) 6歳未満 ……560 ( 840) (後出血処置は麻酔に使用した薬剤料を別途算定) 口腔内外科後処置 (1口腔1回につき) …… 22 ( 33) 口腔外外科後処置 (1回につき) …… 22 ( 33) 口腔バイオフィルム除去処置(1口腔につき)…110 ( 165)	フッ化物歯面塗布処置 (1口腔につき) う蝕多発傾向者 (16歳未満, 3月に1回) …… 110 ( 165) 初期の根面う蝕 (65歳以上, 3月に1回) …… 80 ( 120) エナメル質初期う蝕 (3月に1回) …… 100 ( 150) 歯周基本治療 (浸麻の費用を含む) スクーリング(SC) { 1/3顎につき 1/3顎を増すごと 初回時 72 (108) +38 (+57) (1/3顎単位) 2回目以降 36 ( 54) +19 (+29) SRP { 前歯 小白歯 大白歯 初回時 60 (90) 64 (96) 72 (108) (1歯につき) 2回目以降 30 (45) 32 (48) 36 ( 54) 歯周病安定期治療 (SPT) { 1~9歯 …… 200 ( 300) 10~19歯 …… 250 ( 375) (3月に1回) 20歯以上 …… 350 ( 525) (歯周外科手術後等の治療間隔の短縮が必要な場合は月1回可) (根管強を算定する 歯科診療所において治療を開始した場合は月1回可) 口腔管理体強化加算 (月1回) ……+120 (+180) (根管強) 歯周病重症化予防治療 (P重防) { 1~9歯…150 ( 225) 10~19歯…200 ( 300) (3月に1回) 20歯以上…300 ( 450) 周術期等専門的口腔衛生処置 (1口腔につき) 周術期等専門的口腔衛生処置1 ……100 ( 150) (周I, 周IIの入院中患者に衛生士が実施, 術前・術後に1回限り) (周III, 周IVの患者に衛生士が実施, 月2回限り) 周術期等専門的口腔衛生処置2 ……110 ( 165) (歯科医師又は衛生士が実施, 口腔粘膜に対する処置を行 い, 口腔粘膜保護材を使用した場合, 1回に限り) 回復期等専門的口腔衛生処置 ……100 ( 150) (入院中の患者に衛生士が実施, 月2回限り) 機械的歯面清掃処置 (1口腔につき) …… 72 ( 108) (歯科医師又は衛生士が実施, 2月に1回に限り) 歯周病処置 (P処) (1口腔1回につき) …… 14 ( 21) 歯周治療用装置 (印象, 装着等を含む) (人工歯, 鉤等は別算定) (歯周精密検査を実施した場合に算定) 冠形態 (1歯につき) …… 50 ( 75) 床義歯形態 (1装置につき) ……750 (1125)	暫間固定 (固定源となる歯は歯数に含めない) 簡単なもの …… 230 ( 345) (エナメルボンドシステムの場合は200点 (300点)) 困難なもの …… 530 ( 795) (エナメルボンドシステムの場合は500点 (750点)) 暫間固定装置修理 …… 70 ( 105) 暫間固定除去 (1装置につき) …… 30 ( 45) 線副子 (1顎につき) …… 680 (1020) 口腔内装置1 顎関節治療用装置 …… 1530 (1545) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 1650 (1725) 口腔内装置2 顎関節治療用装置 …… 830 ( 845) 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 950 (1025) 口腔内装置3 歯ぎしりに対する口腔内装置 …… 800 ( 875) 気管内挿管時の歯の保護等を目的として製作した 口腔内装置 …… 680 ( 695) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置 (1装置につき) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置1 …… 3300 (3450) 睡眠時無呼吸症候群に対する口腔内装置2 …… 2300 (2450) 舌接触補助床 (1装置につき) { 新たに製作した場合…2620 (2680) 旧義歯を用いた場合…1120 (1180) 口腔内装置調整1…120 ( 180) 口腔内装置調整2…120 ( 180) 口腔内装置調整3…220 ( 330) 口腔内装置修理 ……234 ( 351) 術後即時顎補綴装置 (1顎につき) …… 2800 (2950) 注) 暫間固定, 線副子, 口腔内装置, 睡眠時無呼吸症候群 に対する口腔内装置, 舌接触補助床, 術後即時顎補綴 装置の点数は装着料を含む。印象採得料, 装着材料料 は別算定。			
抜髄 (1歯につき)	感染根管処置 (1歯につき)	根管貼薬処置 (1歯1回につき)	根管充填 (1歯につき)	抜髄即充 (1歯につき) 《 》内は歯科訪問診療のみ算定患者の点数	感根即充 (1歯につき)	加圧根充処置 (1歯につき) (補管届出医療機関のみ) エックス線による確認
単根 234 (304) (歯髄温存療法 後3月以内 192点減算 直PCap後1月以内 154点減算)	単根 160 (208)	単根 33 (50)	単根 72 (108)	単根 306 (412) 《376》 (歯髄温存療法 後3月以内 192点減算 直PCap後1月以内 154点減算)	単根 232 (316) 《280》	単根 139 (209)
2根 426 (554)	2根 310 (403)	2根 41 (62)	2根 94 (141)	2根 520 (695) 《648》	2根 404 (544) 《497》	2根 168 (252)
3根以上 600 (900)	3根以上 450 (675)	3根以上 57 (86)	3根以上 122 (183)	3根以上 722 (1083) 《1022》	3根以上 572 (858) 《797》	3根以上 213 (320) 手術用顕微鏡加算 (3根以上) …+400 (+600) Ni-Tiロータリーファイル加算 …+150 (+225)

(不許複製・禁転載)

# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(3)

(令和6年6月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( )の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

手 術	《麻酔に使用した薬剤料は別途算定》			
	拔牙手術 (1歯につき)	口腔内消炎手術	口腔内軟組織異物(人工物)除去術	歯周外科手術
乳歯 …… 130 (195)	智歯周囲炎の歯肉弁切除等 … 120 (156)	簡単なもの …… 30 (45)	歯周ポケット搔爬術 …… 80 (120)	
前歯 …… 160 (240)	歯肉膿瘍等 …… 180 (234)	困難なもの	新付着手術 …… 160 (240)	
白歯 …… 270 (405)	骨膜下膿瘍、口蓋膿瘍等 230 (345)	浅在性のもの …… 680 (1020)	歯肉切除手術 …… 320 (480)	
難拔牙加算 …… +230 (+345)	顎炎又は顎骨骨髓炎等	深在性のもの …… 1290 (1935)	歯肉剥離搔爬手術 …… 630 (945)	
(前歯、白歯のみ、歯根肥大・骨の癒着歯等に対する骨の開さく又は歯根分離術)	1/2顎未満 …… 750 (1125)		歯肉組織再生誘導手術 (GTR術) (材料料は別算定)	
埋伏歯 …… 1080 (1620)	1/2顎以上 …… 2600 (3900)	歯肉、歯槽部腫瘍手術 (エプーリスを含む)	1次手術 (誘導膜の固定) …… 840 (1260)	
(骨性の完全埋伏歯又は水平埋伏歯に限る)	全顎 …… 5700 (8550)	軟組織に限局するもの …… 600 (900)	FOp及びGTR1次手術時歯根面レーザー	
下顎智歯 (骨性・水平埋伏) …… +130 (+195)	口腔外消炎手術 (骨膜下・皮下膿瘍、蜂窩織炎等)	硬組織に及ぶもの …… 1300 (1950)	応用加算 …… +60 (+90)	
歯根分割搔爬術 …… 260 (390)	2cm未満のもの …… 180 (270)		2次手術 (非吸収性膜の除去) …… 380 (570)	
ヘミセクション (分割拔牙) …… 470 (705)	2cm以上5cm未満のもの …… 300 (450)	顎関節脱臼非観血的整復術	歯肉歯槽粘膜形成手術	
拔牙窩再搔爬手術 …… 130 (195)	5cm以上のもの …… 750 (1125)	(片側) …… 410 (615)	歯肉弁根尖側移動術 …… 770 (1155)	
歯槽骨整形手術	歯根膿胞摘出手術		歯肉弁歯冠側移動術 …… 770 (1155)	
骨瘻除去手術	歯冠大 …… 800 (1200)	歯槽骨骨折非観血的整復術	歯肉弁側方移動術 …… 770 (1155)	
腐骨除去手術	拇指頭大 …… 1350 (2025)	創傷処理 (口腔内縫合術)	遊離歯肉移植術	
歯槽部に限局するもの …… 600 (900)	鶏卵大 …… 2040 (3060)	長径5cm未満 (小深) …… 1400 (2100)	(手術野ごと) …… 770 (1155)	
顎骨 (片側の1/2未満) …… 1300 (1950)	歯根端切除手術 (1歯につき) (歯根端閉鎖の費用を含む)	5cm以上10cm未満 (中深) …… 1880 (2820)	SPT開始後の歯周外科手術は50/100で算定	
顎骨 (片側の1/2以上) …… 3420 (5130)	歯科CT、手術用顕微鏡を使用 …… 2000 (3000)	5cm未満 (小浅) …… 530 (795)	(歯周治療以外の傷病名で実施した歯肉歯槽粘膜形成手術は所定点数で算定可)	
	上記以外 …… 1350 (2025)	5cm以上10cm未満 (中浅) …… 950 (1425)	頬、口唇、舌小帯形成術 …… 630 (945)	
	注) 歯根端切除と歯根膿胞摘出を同時に行った場合の従たる手術は50/100算定。			

伝達麻酔 …… 42 (63)	浸潤麻酔 …… 30 (45)	吸入鎮静法	30分まで …… 70 (105)	静脈内鎮静法 …… 600 (900)
(下顎孔・眼窩下孔)	(手術、120点以上の処置、特に規定する処置、歯冠形成、う蝕歯即時充填形成、う蝕歯インレー修復形成以外で算定)	30分を超えた場合は30分又はその端数を増すごとに …… +10 (+15)		

歯 冠	補綴時診断料 (1装置につき)		支台築造 (材料料を含む)				う蝕歯即時充填形成 (充填)								
	新製 (ブリッジ、有床義歯の新製) …… 90	新製以外 …… 70	金属冠		非金属冠		既製冠		う蝕歯インレー修復形成 (修形)						
歯冠形成 (1歯につき)	前歯3/4冠 前歯レジン前装金属冠 レジン前装チタン冠	白歯 レジン前装金属冠	白歯3/4冠 FMC チタン冠	接着Brの支台 接着冠	硬質レジン	CAD/CAM冠 高強度硬質 レジンブリッジ	乳歯金属冠 既製金属冠	単純なもの 複雑なもの 単純なもの 複雑なもの				※充填は歯科訪問診療料及び歯科特別対応加算の算定時において、所定点数に60/100を加算する。			
	生PZ	796 (1194)	646 (969)	306 (459)	796 (1194)	306 (459)	796 (1194)	120 (180)							
	失PZ	636 (954)	466 (699)	166 (249)		166 (249)	636 (954)	114 (171)							
	ブリッジ支台歯形成加算 (金属冠、非金属冠) …… +20 (+30)														
	テンポラリークラウン (1歯1回) (製作、装着、装着材料料の費用を含む) …… 34 (51)														
	(前歯のレジン前装金属冠、硬質レジンジャケット冠、レジン前装チタン冠、CAD/CAM冠)														
	窩洞形成 (KP) {	単純なもの …… 60 (90)	複雑なもの …… 86 (129)	ファイバーポスト (材料料を含む)											
				(大・小白歯は根管数により最大2本まで)											
				ファイバーポスト	直接法	間接法									
				大白歯	1本	262 (349)	299 (405)								
				2本	323 (410)	360 (466)									
				前・小白歯	1本	224 (298)	256 (346)								
				2本	285 (359)	317 (407)									
	印象採得料 (1個につき)														
	支台築造 (金属材料・ファイバーポストの印象) …… 50 (75)														
	単純 …… 32 (48)														
	連合 …… 64 (96)														
	歯科技工士連携加算1 (歯科医師と歯科技工士が対面で状態確認) …… +50 (+75)														
	歯科技工士連携加算2 (歯科医師と歯科技工士が情報通信機器を用いて状態確認) …… +70 (+105)														
	光学印象 (1歯につき) …… 100 (150)														
	光学印象歯科技工士連携加算 (歯科医師と歯科技工士が対面で口腔内を確認) …… +50 (+75)														
	咬合採得料 (1個につき) …… 18 (27)														
	装着料 (1個につき)														
	歯冠修復 …… 45 (68)														
	内面処理加算1 (CAD/CAM冠、CAD/CAMインレー) …… +45 (+68)														
	装着材料														
	接合性レジンセメント (レジン系)														
	標準型 …… 17														
	自動練和型 …… 38														
	歯科用合着・接着材料I														
	グラスアイオノマー系レジンセメント (グラスアイオノマー系)														
	標準型 …… 10														
	自動練和型 …… 12														
	歯科用合着・接着材料II …… 12														
	(グラスアイオノマーセメント (接着用)、シアノアクリレート系セメント)														
	歯科用合着・接着材料III …… 4														
	(歯科用磷酸亜鉛セメント、ハイポド磷酸亜鉛セメント、カルボキシレートセメント、水硬性セメント)														
	仮着用セメント (1歯につき) …… 4														
	歯冠修復 (材料料を含む、装着料・装着材料料は別算定)														
	金属材料修復														
	インレー														
	単純														
	複雑														
	前歯3/4冠														
	白歯3/4冠														
	FMC														
	レジン前装金属冠														
	前歯 (Br支台歯)														
	前歯 (その他)														
	小白歯														
	乳歯	銀合金	206	317			505								
	前歯小白歯	金バラ	418	736	927	867	1155	2040	2036	1966					
		銀合金	206	317	408	348	505	1276	1272	1202					
	大白歯	金バラ	524	901		1084	1431								
		銀合金	215	327		363	522								
	14K (前歯)														
				1766	2220										
	根面被覆 (材料料を含む)														
	前歯・小白歯														
	大白歯														
	根面板														
	金バラ														
	銀合金														
	レジン充填 (複合レジン系) …… 117 (170)														
	非金属歯冠修復 (材料料を含む)														
	レジンインレー {														
	単純 …… 157														
	複雑 …… 220														
	硬質レジンジャケット冠 (前歯・小白歯) (大白歯は金属アレルギーに限る) {														
	光重合 …… 951														
	加熱重合 …… 776														
	CAD/CAM冠 (材料料を含む)														
	材料区分														
	エンドクラウン以外のCAD/CAM冠														
	エンドクラウン														
	CAD/CAMインレー														
	小白歯	I	1381			931									
		II	1363			913									
	大白歯	III	1516			1066									
		V	1815												
	前歯	IV	1588												
	注) CAD/CAM冠用材料 (III) を小白歯に対して使用した場合は、CAD/CAM冠用材料 (I) 又は (II) により算定する。														
	小児保障装置 (印象採得料は単純印象で算定、クラウンループ又はバンドループを装着した場合に限る) …… 600 (900)														



# 社会保険歯科診療報酬点数早見表(4)

(令和6年6月1日実施)

日本歯科医師会

<注> 下記点数のうちゴシックは所定点数、( ) の点数は6歳未満の乳幼児又は著しく歯科診療が困難な者を診療した場合の点数。

ブリッジ	ブリッジ (1装置につき)	5 歯以下		6 歯以上					
	印象採得料	282 (423)	334 (501)						
	咬合採得料	76 (114)	150 (225)						
	リテーナー	100 (150)	300 (450)						
	試適料 (前歯部に係る場合)	40 (60)	80 (120)						
	装着料	150 (225)	300 (450)						
	仮着料	40 (60)	80 (120)						
	内面処理加算1 (高強度硬質レジンブリッジ) ……	+90 (+135)							
	内面処理加算2 (接着ブリッジ)(接着冠ごとに) …	1歯…+45 (+68) 2歯…+90 (+135)							
	注) ○5歯以下: 支台歯とポンティック数の合計が5歯以下の場合 6歯以上: 支台歯とポンティック数の合計が6歯以上の場合 ○接着ブリッジは、1歯欠損症例のみで、支台歯のうち1歯以上が接着ブリッジ支台歯の場合。								
	高強度硬質レジンブリッジ (1装置につき) (材料料を含む) ……	4429							
クラウン・ブリッジ維持管理料	クラウン・ブリッジ維持管理料 (補管) (1装置につき) 《文書により情報提供を行った場合に算定》	5 歯以下 ブリッジ		6 歯以上 ブリッジ					
	歯冠補綴物	100	330	440					
	注) ○5歯以下: 支台歯とポンティックの数の合計が5歯以下の場合 (高強度硬質レジンブリッジ及び接着カンチレバー含む) ○6歯以上: 支台歯とポンティックの数の合計が6歯以上の場合 注) 当該補綴物の装着時に算定する。								
有床義歯	印象採得料 (1装置につき)	単純なもの …… 42 (63)		困難なもの …… 72 (108)					
	連合印象 ……	230 (391)							
	特殊印象 ……	272 (462)							
	咬合採得料 (1装置につき)	少数歯欠損(1床1歯~8歯) …… 57 (97)		少数歯欠損(1床1歯~8歯) …… 40 (60)					
		多数歯欠損(1床9歯~14歯) …… 187 (318)		多数歯欠損(1床9歯~14歯) …… 100 (150)					
	総義歯 ……	283 (481)		総義歯 …… 190 (285)					
		その他(フレンジテクニックの場合) …… 272 (408)							
	【咬合採得料 (ブリッジ含む)、仮床試適料共通事項】 歯科技工士連携加算1(歯科医師と歯科技工士が対面で状態確認) ……+50 歯科技工士連携加算2(歯科医師と歯科技工士が情報通信機器を用いて状態確認) ……+70								
義歯	磁性アタッチメント (材料料を含む)	前歯・小白歯		大白歯					
	キーパー付根面板 (キーパー代を含む)	金パラ	1232	1397					
		銀合金	813	823					
	磁石構造体	1237 (1467)							
	鑄造鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)	大白歯	小白・犬歯				
		14 K	1909	1601	1581				
		金パラ	1154	959	854				
		コバルトクロム合金	265	265	245				
	線鉤 (材料料を含む)	双子鉤	二腕鉤 (レスト付)	レストなし					
		14 K	1007	762	-				
		不銹鋼・特殊鋼	233	165	140				
	コンビネーション鉤 (材料料を含む、線鉤は不銹鋼・特殊鋼)	大白歯	小白・犬歯	前歯					
		鑄造鉤	金パラ	553	513				
			コバルト	276	276				
	バー (1個につき) (材料料を含む)	屈曲 不銹鋼・特殊鋼 …… 298							
		鑄造 {金パラ …… 1892 コバルトクロム合金 …… 476							
	保持装置 (1個につき) ……	+62							
	間接支台装置 (1個につき) ……	111							
その他	有床義歯 (装着料・材料料を含む、人工歯料は別算定) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数	レジン床義歯		熱可塑性義歯					
	局 部 義 歯	1 歯~4 歯	686 (716)	721 (751)	276 (457) 《427》	168 (274) 《244》			
		5 歯~8 歯	830 (860)	864 (894)	328 (546) 《516》	194 (318) 《288》			
		9 歯~11 歯	1167 (1227)	1199 (1259)	490 (809) 《749》	305 (495) 《435》			
		12 歯~14 歯	1629 (1689)	1659 (1719)	692 (1152) 《1092》	406 (666) 《606》			
	総 義 歯	2660 (2775)	2767 (2882)	1020 (1688) 《1573》	625 (1017) 《902》				
	下顎総義歯内面適合法 (軟質材料)	シリコーン系 …… 1596 (2551) 《2436》 6 月以内 …… 996 (1531) 《1416》 アクリル系 …… 1529 (2484) 《2369》 6 月以内 …… 929 (1464) 《1349》		人工歯料(有床義歯、ジャケット冠(乳歯))					
	歯科技工加算1 ……+55(+94)《+94》	歯科技工加算2 ……+35(+60)《+60》		部位					
				前歯部		小・白歯部			
				両側		片側			
				レジン歯		24	12	24	12
				スルフォン樹脂		62	31	87	43
				硬質レジン歯		58	29	73	37
				床用陶歯		187	94	101	51
				補綴隙 (1個につき) ……		65			
	有床義歯修理 (装着料を含む) 《 》内は歯科訪問診療料のみ算定患者の点数	少数歯欠損 (1 歯~8 歯)		290 (435)《420》		6 月以内の修理			
		多数歯欠損 (9 歯~14 歯)		320 (480)《450》		160 (240)《225》			
		総 義 歯		375 (563)《505》		190 (285)《255》			
						245 (368)《310》			
	歯科技工加算1 (院内技工士により当日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) ……	+55 (+83)《+83》							
	歯科技工加算2 (院内技工士により翌日に修理、新たな欠損に対する増歯の場合) ……	+35 (+53)《+53》							
	注) ○印象採得、咬合採得を行った場合はそれぞれの点数を算定する。 ○有床義歯の修理、床裏装の際、人工歯を使用した場合それぞれの人工歯料を別に算定する。								
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (I) (1日につき)	初診時 ……		10		再診時等 ……		2	
		歯科訪問診療時 イ 同一建物居住者以外 ……		41		ロ 同一建物居住者の場合 ……		10	
	歯科外来・在宅ベースアップ評価料 (II) (1日につき)	イ 初診又は歯科訪問診療を行った場合 ……		8~64		個々の診療所の状況に応じて、 8段階の点数項目の設定あり			
		ロ 再診時等 ……		1~8					

事 務 連 絡  
令和6年4月30日

関 係 団 体 御 中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）あて連絡したのでお知らせします。

事務連絡  
令和6年4月30日

地方厚生（支）局医療課  
都道府県民生主管部（局）  
国民健康保険主管課（部）  
都道府県後期高齢者医療主管部（局）  
後期高齢者医療主管課（部）

御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う  
特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

今般、歯科用貴金属材料の材料価格改定を行い、「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）」（平成20年厚生労働省告示第61号）のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正し、令和6年6月1日から適用する予定であるので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図られたい。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」（令和6年3月5日保医発0305第10号）の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造

(支台築造の保険医療材料料 (1 歯につき))

ファイバーポストを用いた場合は次の材料料と使用した本数分のファイバーポスト料との合計により算定する。

1 間接法

(1) メタルコアを用いた場合

- イ 大白歯 84 点
- ロ 小白歯・前歯 52 点

(2) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

2 直接法

(1) ファイバーポストを用いた場合

- イ 大白歯 27 点
- ロ 小白歯・前歯 15 点

(2) その他の場合

- イ 大白歯 33 点
- ロ 小白歯・前歯 21 点

(ファイバーポスト)

- 1 本につき 61 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 4 点

2 仮着 (1 歯につき) 4 点

3 口腔内装置等の装着の場合 (1 歯につき)

(1) 歯科用合着・接着材料 I

- イ レジン系
  - a 標準型 17 点
  - b 自動練和型 38 点
- ロ グラスアイオノマー系
  - a 標準型 10 点
  - b 自動練和型 12 点

(2) 歯科用合着・接着材料 II 12 点

(3) 歯科用合着・接着材料 III 又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填（1窩洞につき）

1 歯科充填用材料 I

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 11点
  - ロ 複雑なもの 29点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 8点
    - b 複雑なもの 21点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 9点
    - b 複雑なもの 23点

2 歯科充填用材料 II

- (1) 複合レジン系
  - イ 単純なもの 4点
  - ロ 複雑なもの 11点
- (2) グラスアイオノマー系
  - イ 標準型
    - a 単純なもの 3点
    - b 複雑なもの 8点
  - ロ 自動練和型
    - a 単純なもの 6点
    - b 複雑なもの 17点

M010 金属歯冠修復（1個につき）

1 14カラット金合金

- (1) インレー
  - 複雑なもの 1,479点
- (2) 4分の3冠 1,848点

2 金銀パラジウム合金（金12%以上）

- (1) 大臼歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 332点
    - b 複雑なもの 614点
  - ロ 5分の4冠 772点
  - ハ 全部金属冠 972点
- (2) 小臼歯・前歯
  - イ インレー
    - a 単純なもの 226点
    - b 複雑なもの 449点
  - ロ 4分の3冠 555点
  - ハ 5分の4冠 555点
  - ニ 全部金属冠 696点

3 銀合金

- (1) 大臼歯
  - イ インレー

a	単純なもの	23 点
b	複雑なもの	40 点
ロ	5分の4冠	51 点
ハ	全部金属冠	63 点
(2)	小白歯・前歯・乳歯	
イ	インレー	
a	単純なもの	14 点
b	複雑なもの	30 点
ロ	4分の3冠（乳歯を除く。）	36 点
ハ	5分の4冠（乳歯を除く。）	36 点
ニ	全部金属冠	46 点
M010-2	チタン冠（1歯につき）	66 点
M010-3	接着冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	前歯	555 点
(2)	小白歯	555 点
(3)	大白歯	772 点
2	銀合金	
(1)	前歯	36 点
(2)	小白歯	36 点
(3)	大白歯	51 点
M010-4	根面被覆（1歯につき）	
1	根面板によるもの	
(1)	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
イ	大白歯	332 点
ロ	小白歯・前歯	226 点
(2)	銀合金	
イ	大白歯	23 点
ロ	小白歯・前歯	14 点
2	レジン充填によるもの	
(1)	複合レジン系	11 点
(2)	ガラスアイオノマー系	
イ	標準型	8 点
ロ	自動練和型	9 点
M011	レジン前装金属冠（1歯につき）	
1	金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合	866 点
2	銀合金を用いた場合	102 点
M011-2	レジン前装チタン冠（1歯につき）	66 点
M015	非金属歯冠修復（1歯につき）	
1	レジンインレー	
(1)	単純なもの	29 点
(2)	複雑なもの	40 点
2	硬質レジンジャケット冠	
(1)	歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
(2)	歯冠用光重合硬質レジン	183 点

M015-2 CAD/CAM冠（1歯につき）

1 前歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅳ） 388点

2 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

3 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「2 小臼歯」により算定する。

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅴ） 615点

M015-3 CAD/CAMインレー（1歯につき）

1 小臼歯

(1) CAD/CAM冠用材料（Ⅰ） 181点

(2) CAD/CAM冠用材料（Ⅱ） 163点

2 大臼歯

CAD/CAM冠用材料（Ⅲ） 316点

注 CAD/CAM冠用材料（Ⅲ）を小臼歯に対して使用した場合は、「1 小臼歯」により算定する。

M016 乳歯冠（1歯につき）

1 乳歯金属冠 30点

2 その他の場合

乳歯に対してジャケット冠を装着する場合

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1歯につき 1点

M016-3 既製金属冠（1歯につき）

29点

M017 ポンティック（1歯につき）

1 鋳造ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）

イ 大臼歯 1,118点

ロ 小臼歯 842点

(2) 銀合金

大臼歯・小臼歯 51点

2 レジン前装金属ポンティック

(1) 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合

イ 前歯 672点

ロ 小臼歯 842点

ハ 大臼歯 1,118点

(2) 銀合金を用いた場合

イ 前歯 65点

ロ 小臼歯 65点

ハ 大臼歯 65点

M017-2 高強度硬質レジnbrリッジ（1装置につき）

1,629点

M018 有床義歯

〔次の材料料と人工歯料との合計により算定する。〕

1	局部義歯（1床につき）	
(1)	1 歯から4 歯まで	2 点
(2)	5 歯から8 歯まで	3 点
(3)	9 歯から11 歯まで	5 点
(4)	12 歯から14 歯まで	7 点
2	総義歯（1顎につき）	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯（1床につき）	37 点
M020	鑄造鉤（1個につき）	
1	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	1,649 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,341 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	1,341 点
	ロ 犬歯・小白歯	1,030 点
	ハ 前歯（切歯）	793 点
2	金銀パラジウム合金（金12%以上）	
(1)	双子鉤	
	イ 大・小白歯	894 点
	ロ 犬歯・小白歯	699 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	
	イ 大白歯	614 点
	ロ 犬歯・小白歯	534 点
	ハ 前歯（切歯）	495 点
3	鑄造用コバルトクロム合金	5 点
M021	線鉤（1個につき）	
1	不銹鋼及び特殊鋼	6 点
2	14カラット金合金	
(1)	双子鉤	780 点
(2)	二腕鉤（レストつき）	603 点
M021-2	コンビネーション鉤（1個につき）	
1	鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金（金12%以上）、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	248 点
(2)	犬歯・小白歯	267 点
(3)	大白歯	307 点
2	鑄造鉤又はレストに鑄造用コバルトクロム合金、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1)	前歯	30 点
(2)	犬歯・小白歯	30 点
(3)	大白歯	30 点
M021-3	磁性アタッチメント（1個につき）	
1	磁石構造体	777 点
2	キーパー付き根面板	



(根面板の保険医療材料料 (1 歯につき))

キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)

イ 大白歯 614 点

ロ 小白歯・前歯 449 点

(2) 銀合金

イ 大白歯 40 点

ロ 小白歯・前歯 30 点

(キーパー)

1 個につき 233 点

M023 バー (1 個につき)

1 鋳造バー

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) 1,434 点

(2) 鋳造用コバルトクロム合金 18 点

2 屈曲バー

不銹鋼及び特殊鋼 30 点

M030 有床義歯内面適合法

軟質材料を用いる場合 (1 顎につき)

1 シリコン系 166 点

2 アクリル系 99 点

(別添参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料（使用歯科材料料）の算定について」  
（令和6年3月5日保医発 0305 第10号）の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,479点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,848点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>332点</u> b 複雑なもの <u>614点</u> ロ 5分の4冠 <u>772点</u> ハ 全部金属冠 <u>972点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>226点</u> b 複雑なもの <u>449点</u> ロ 4分の3冠 <u>555点</u> ハ 5分の4冠 <u>555点</u> ニ 全部金属冠 <u>696点</u> 3 銀合金	(別紙1) 材料料 M002～M009 (略) M010 金属歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>1,224点</u> (2) 4分の3冠 <u>1,530点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>350点</u> b 複雑なもの <u>647点</u> ロ 5分の4冠 <u>814点</u> ハ 全部金属冠 <u>1,024点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>238点</u> b 複雑なもの <u>473点</u> ロ 4分の3冠 <u>585点</u> ハ 5分の4冠 <u>585点</u> ニ 全部金属冠 <u>733点</u> 3 銀合金

(1) 大白歯		(1) 大白歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>23 点</u>	a 単純なもの	<u>24 点</u>
b 複雑なもの	<u>40 点</u>	b 複雑なもの	<u>41 点</u>
ロ 5分の4冠	<u>51 点</u>	ロ 5分の4冠	<u>54 点</u>
ハ 全部金属冠	<u>63 点</u>	ハ 全部金属冠	<u>66 点</u>
(2) 小臼歯・前歯・乳歯		(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー		イ インレー	
a 単純なもの	<u>14 点</u>	a 単純なもの	<u>15 点</u>
b 複雑なもの	<u>30 点</u>	b 複雑なもの	<u>31 点</u>
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	<u>36 点</u>	ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	<u>38 点</u>
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	<u>36 点</u>	ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	<u>38 点</u>
ニ 全部金属冠	<u>46 点</u>	ニ 全部金属冠	<u>48 点</u>
M010-2 (略)		M010-2 (略)	
M010-3 接着冠 (1歯につき)		M010-3 接着冠 (1歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 前歯	<u>555 点</u>	(1) 前歯	<u>585 点</u>
(2) 小臼歯	<u>555 点</u>	(2) 小臼歯	<u>585 点</u>
(3) 大白歯	<u>772 点</u>	(3) 大白歯	<u>814 点</u>
2 銀合金		2 銀合金	
(1) 前歯	<u>36 点</u>	(1) 前歯	<u>38 点</u>
(2) 小臼歯	<u>36 点</u>	(2) 小臼歯	<u>38 点</u>
(3) 大白歯	<u>51 点</u>	(3) 大白歯	<u>54 点</u>
M010-4 根面被覆 (1歯につき)		M010-4 根面被覆 (1歯につき)	
1 根面板によるもの		1 根面板によるもの	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大白歯	<u>332 点</u>	イ 大白歯	<u>350 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>226 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>238 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大白歯	<u>23 点</u>	イ 大白歯	<u>24 点</u>

ロ 小臼歯・前歯	<u>14 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>15 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)		M011 レジン前装金属冠 (1 歯につき)	
1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>866 点</u>	1 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	<u>913 点</u>
2 銀合金を用いた場合	<u>102 点</u>	2 銀合金を用いた場合	<u>107 点</u>
M011-2~M016-3 (略)		M011-2~M016-3 (略)	
M017 ポンティック (1 歯につき)		M017 ポンティック (1 歯につき)	
1 鋳造ポンティック		1 鋳造ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>1,118 点</u>	イ 大臼歯	<u>1,179 点</u>
ロ 小臼歯	<u>842 点</u>	ロ 小臼歯	<u>888 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
大臼歯・小臼歯	<u>51 点</u>	大臼歯・小臼歯	<u>53 点</u>
2 レジン前装金属ポンティック		2 レジン前装金属ポンティック	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上) を用いた場合	
イ 前歯	<u>672 点</u>	イ 前歯	<u>708 点</u>
ロ 小臼歯	<u>842 点</u>	ロ 小臼歯	<u>888 点</u>
ハ 大臼歯	<u>1,118 点</u>	ハ 大臼歯	<u>1,179 点</u>
(2) 銀合金を用いた場合		(2) 銀合金を用いた場合	
イ 前歯	<u>65 点</u>	イ 前歯	<u>67 点</u>
ロ 小臼歯	<u>65 点</u>	ロ 小臼歯	<u>67 点</u>
ハ 大臼歯	<u>65 点</u>	ハ 大臼歯	<u>67 点</u>
M017-2~M019 (略)		M017-2~M019 (略)	
M020 鋳造鉤 (1 個につき)		M020 鋳造鉤 (1 個につき)	
1 14 カラット金合金		1 14 カラット金合金	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小臼歯	<u>1,649 点</u>	イ 大・小臼歯	<u>1,587 点</u>
ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,341 点</u>	ロ 犬歯・小臼歯	<u>1,291 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	

イ 大白歯	<u>1,341 点</u>	イ 大白歯	<u>1,291 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>1,030 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>991 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>793 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>763 点</u>
2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
(1) 双子鉤		(1) 双子鉤	
イ 大・小白歯	<u>894 点</u>	イ 大・小白歯	<u>943 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>699 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>737 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)		(2) 二腕鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	<u>614 点</u>	イ 大白歯	<u>647 点</u>
ロ 犬歯・小白歯	<u>534 点</u>	ロ 犬歯・小白歯	<u>563 点</u>
ハ 前歯 (切歯)	<u>495 点</u>	ハ 前歯 (切歯)	<u>522 点</u>
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双子鉤	<u>780 点</u>	(1) 双子鉤	<u>756 点</u>
(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>603 点</u>	(2) 二腕鉤 (レストつき)	<u>585 点</u>
M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)		M021-2 コンビネーション鉤 (1個につき)	
1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合		1 鑄造鉤又はレストに金銀パラジウム合金 (金 12%以上)、線鉤に不銹鋼及び特殊鋼を用いた場合	
(1) 前歯	<u>248 点</u>	(1) 前歯	<u>261 点</u>
(2) 犬歯・小白歯	<u>267 点</u>	(2) 犬歯・小白歯	<u>281 点</u>
(3) 大白歯	<u>307 点</u>	(3) 大白歯	<u>323 点</u>
2 (略)		2 (略)	
M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)		M021-3 磁性アタッチメント (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。		2 キーパー付き根面板 (根面板の保険医療材料料 (1歯につき)) キーパー付き根面板を用いた場合は次の材料料とキーパー料との合計により算定する。	

(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)		(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	
イ 大臼歯	<u>614 点</u>	イ 大臼歯	<u>647 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>449 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>473 点</u>
(2) 銀合金		(2) 銀合金	
イ 大臼歯	<u>40 点</u>	イ 大臼歯	<u>41 点</u>
ロ 小臼歯・前歯	<u>30 点</u>	ロ 小臼歯・前歯	<u>31 点</u>
(キーパー) (略)		(キーパー) (略)	
M023 バー (1 個につき)		M023 バー (1 個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,434 点</u>	(1) 金銀パラジウム合金 (金 12%以上)	<u>1,511 点</u>
(2) (略)		(2) (略)	
2 (略)		2 (略)	
M030 (略)		M030 (略)	